

# 山梨県公報

第千六百六十八号

平成十八年

五月二十五日

木 曜 日

## 訓 令

- 一 上野原市上野原字堀頭一九六五番四
- 二 道路の幅員  
最大五・〇〇メートル 最小四・〇五メートル
- 三 道路の延長  
七・九三メートル

### 山梨県訓令甲第十七号

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成十八年五月二十五日  
 山梨県知事 山 本 栄 彦  
 出 先 機 関 本 庁

### 山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県市町村合併推進本部規程(平成十三年山梨県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「市町村建設計画」を、「合併市町村基本計画」に改める。

第四条第二項中、「総務部次長」を、「総務部理事」に、同条第三項中、「総務部次長」を「総務部理事」に改める。

別表第一中、「林務長 地域振興局長」を、「林務長」に改める。

別表第二中、「政策参事」を、「総務部次長 政策参事」に、「土木総務課長 地域振興局企画振興部長」を、「土木総務課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

● 落札者等の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成十八年五月二十五日

### 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 目 次

建築基準法に基づく道路位置指定	四〇七
訓 令	四〇七
山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令	四〇七
公 告	四〇七
落札者等の決定について	四〇七
一般競争入札について	四〇八
行政文書の開示の実施状況	四〇九
個人情報保護条例の施行状況	四〇九
鳥獣保護区の指定について	四一〇
特別保護地区の指定について	四一〇
公聴会の実施(二件)	四一一
国土調査の成果の認証	四一二
開発行為に関する工事の完了について(二件)	四一二
教育委員会	四一二
山梨県立高等学校通学区域等に関する規則を廃止する規則	四一三
山梨県立高等学校通学区域等に関する規則施行細則を廃止する告示	四一三
平成十九年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について	四一三

## 告 示

山梨県告示第二百九十五号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十八年五月二十五日

### 一 道路の位置

山梨県知事 山 本 栄 彦

行政情報ネットワーク用パソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年四月十七日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

月額 六十九万四千八百八十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年三月六日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年五月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

山梨県新財務会計システム用サーバ機器等（第三期） 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年八月十日から平成二十三年八月九日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第百九十四号）の一に定める競争入札に参加

することができる者であること。

2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当 電話〇五五 二二三 一四二〇

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十八年六月九日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十八年五月二十九日（月）から平成十八年六月十二日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年七月四日（火）午後二時 山梨県庁（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成十八年七月三日（月）午後五時までに山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他  
1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 次回の調達予定

(一) 借入物品等の名称及び数量

山梨県新財務会計システム用サーバ機器等（第四期） 一式

(二) 公告の予定時期

平成十八年十月

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Computer equipment for Yamanashi Prefectural New Financial Accounting System (The third period), 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM July 4,2006

3 Bureau in charge

New Financial Accounting System Development Section, Information Policy  
Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1  
Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8601 Japan TEL 055-223-1420

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条第二項の規定により、平成十七年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成十八年五月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 行政文書の開示の状況

開示請求 三八九件

開示決定 三五八件

全部開示決定 二二一件

一部開示決定 一三七件

不開示決定 一四件

取下げ 一七件

不服申立て 二件

不服申立てに対する裁決又は決定 二件

二 実施機関別の請求の状況

知事 三〇七件

教育委員会 三六件

選挙管理委員会 十五件

公安委員会 一件

警察本部長 二二件

議会 七件

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成十七年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成十八年五月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 山梨県個人情報保護条例の施行状況  
個人情報取扱事務の登録の件数 七五八件  
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 三、三五〇件  
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 三、三五〇件  
不服申立ての件数 四件  
不服申立ての処理状況 〇件  
事業者の業務の登録状況 八三八件  
事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況  
知事 一〇九件  
教育委員会 三、一〇五件  
人事委員会 一三六件

● 鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第四項の規定により、指定しようとする鳥獣保護区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十八年六月七日まで縦覧に供する。  
平成十八年五月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 鳥獣保護区の名称  
滝子山鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域  
大月市笹子町白野所在県有林富士・東部事業区第三百三十四林班の第四小班
- 三 鳥獣保護区の存続期間  
平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - 1 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - 2 鳥獣保護区の指定目的  
当該地区を含めた地域は、滝子山（標高千五百九十メートル）を中心とした地域であり、山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和五十年から指定されている。  
当該地域の植生は、ブナ、ミズナラを主体とした林が発達し、滝子山山頂から南

西部の急崖には、ブナ、ツガの混合林が広がっている。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ、テン等が、小型哺乳類ではヒメネズミ等が確認されている。鳥類では、ヒヨドリ、ホオジロ等がみられる。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

- (一) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (二) 鳥獣保護区域内における捕獲等がされないよう巡視に努める。
- (三) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。
- 五 一から四までに掲げる事項の縦覧場所  
山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十八年六月七日まで縦覧に供する。  
平成十八年五月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 甲斐駒特別保護地区
- 1 特別保護地区の名称  
甲斐駒特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
北杜市白州町横手並びに武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班2、イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班、及び南アルプス市芦安倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班の区域。
- 3 特別保護地区の存続期間  
平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
  - (一) 鳥獣保護区の指定区分  
大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高二千九百六十六メートル）、鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コマツガ等が分布しており、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認されている。鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、チョウゲンボウ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

二 三ツ峠特別保護地区

1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十六メートル）等を中心と

した亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コマツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認されている。鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、シジュウカラ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年五月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催日時

平成十八年六月十四日（水）午後二時

二 開催場所

都留市田原三丁目三番三号 山梨県南都留合同庁舎三階第一会議室

三 聴こつとする案件

滝子山鳥獣保護区の指定について

四 公聴会に関する問い合わせ先

都留市田原三丁目三番三号 山梨県森林環境部富士・東部林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五四 四五 七八一二）

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年五月二十五日

一 甲斐駒特別保護地区  
山梨県知事 山 本 栄 彦

1 開催日時  
平成十八年六月二十二日（木）午後二時

2 開催場所  
韮崎市本町四丁目二番四号 山梨県北巨摩合同庁舎四階四〇一会議室

3 聴こごととする案件  
甲斐駒特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先  
韮崎市本町四丁目二番四号 山梨県森林環境部中北林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五一 二三三 三〇八八）

二 三ツ峠特別保護地区

1 開催日時  
平成十八年六月十四日（水）午前十時

2 開催場所  
都留市田原三丁目三番三号 山梨県南都留合同庁舎三階第一会議室

3 聴こごととする案件  
三ツ峠特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先  
都留市田原三丁目三番三号 山梨県森林環境部富士・東部林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五四 四五 七八二二）

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十八年五月二十五日

一 調査を行った者の名称  
山梨県知事 山 本 栄 彦

二 調査を行った時期  
忍野村、三珠町、増穂町及び道志村

忍野村 平成九年七月二十四日から平成十年三月十六日まで  
三珠町 平成十一年十一月一日から平成十二年三月二十八日まで  
増穂町 平成十六年十一月二十六日から平成十七年三月十六日まで  
道志村 平成十四年十一月二十五日から平成十五年三月二十五日まで

三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
忍野村大字忍草の一部地区  
市川三郷町大字大塚の一部地区  
増穂町大字最勝寺及び青柳町の一部地区  
道志村字長又及び白井平の一部地区

五 認証年月日  
平成十八年四月二十八日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年五月二十五日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 山 本 栄 彦

韮崎市神山町鍋山字上小路一七八五の二、一七八五の三、一八〇九の一、一八〇九の二、一八〇九の三、一八〇九の六、一八〇九の七、一八四〇の二、一八五二及び一八五二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大村智  
韮崎市神山町鍋山千八百四十三番地

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年五月二十五日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 山 本 栄 彦

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中央市成島字中田一三七五の一及び一三七四の二の区域

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン・ジャパン 代表取締役  
役 山口俊郎

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第十五号

山梨県立高等学校通学区区域等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。  
平成十八年五月二十五日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

山梨県立高等学校通学区区域等に関する規則を廃止する規則

山梨県立高等学校通学区区域等に関する規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定にかかわらず、平成十八年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 山梨県教育委員会告示第四号

山梨県立高等学校通学区区域等に関する規則施行細則を廃止する告示を次のように定める。  
平成十八年五月二十五日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

山梨県立高等学校通学区区域等に関する規則施行細則を廃止する告示

山梨県立高等学校通学区区域等に関する規則施行細則（昭和四十二年山梨県教育委員会告示第六号）は、廃止する。

### 附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

● 平成十九年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

平成十九年度山梨県公立高等学校（甲陵高等学校及び大月短期大学附属高等学校を除く）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成十八年五月二十五日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

全日制の課程における前期募集

### 一 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が定める。

1 全日制普通科（コース及び単位制を含む。）については、募集定員の10%から30%の範囲

2 理数科、英語科、文理科及び国際教養科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の20%から40%の範囲

3 職業に関する学科については、募集定員の30%から50%の範囲

### 二 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程を平成十九年三月卒業又は修了見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める出願の条件に適合すると自ら考える者

### 三 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。ただし、くくり募集を行う場合は、一学科とみなす。

### 四 出願期間

平成十九年一月十二日（金）から同月十六日（火）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十三日（土）及び同月十四日（日）を除き、同月十六日（火）は午前九時から正午までとする。

### 五 検査

1 検査方法  
面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日  
平成十九年一月二十四日（水）及び同月二十五日（木）とする。ただし、志願者の状況によっては、同月二十六日（金）を含めて三日間とすることができる。

### 六 選抜方法

六 選抜方法

各高等学校が定める選抜資料比重に基づき、調査書、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定して行う。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成十九年二月二日（金）午前九時から正午までの間に中学校長に内定通知書を交付する。ただし、中学校長が事前に郵便等による交付の依頼をした場合には、郵便等をもって中学校長に内定通知書を交付する。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学内定者数を減じた数とする。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程を卒業若しくは修了した者又は平成十九年三月卒業若しくは修了見込みの者

2 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成十九年三月修了見込みの者

3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成十九年三月修了見込みの者

4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

6 その他高等学校において、中学校を卒業又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

3 高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。

4 専門教育学科を志願する者は、志願先高等学校の普通科を第一希望とすることができ、

四 出願期間

平成十九年二月十五日（木）から同月十九日（月）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十七日（土）及び同月十八日（日）を除き、同月十九日（月）は午前九時から正午までとする。

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語（中学校学習指導要領の「書くこと」の領域を含む。）、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日

平成十九年三月六日（火）

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

1 調査書及び学力検査の成績を総合判定して行う。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

3 専門教育学科がある高等学校の全日制普通科（単位制を除く。）の選抜は、まず普通科の募集人員の九〇％を普通科を第一希望とする者から選抜（端数切捨て）し、残りの募集人員について、九〇％枠の選抜に漏れた普通科を第一希望とする者に、普通科を第二希望とする者を加えて、差をつけずに選抜する。普通科を第一希望とする受検者が普通科の募集人員の九〇％に達しない場合は、その達しない数を普通科を第二希望とする者から選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成十九年三月十四日（水）の午前十一時

全日制の課程における再募集

一 実施校

前期募集及び後期募集の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

再募集に出願できる者は、後期募集の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、国・公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限  
全日制の課程における後期募集に準ずる。

四 出願期間

平成十九年三月十四日（水）の午後一時から午後四時まで、同月十五日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十六日（金）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日

平成十九年三月十九日（月）

六 選抜方法

後期募集の学力検査結果及び調査書並びに再募集に当たつての面接及び作文又は新たに行う学力検査の結果を総合判定して行う。

七 入学許可予定者の発表

平成十九年三月二十二日（木）の午前十一時

定時制の課程における入学者選抜

一 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

二 出願の制限

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願期間

平成十九年二月十五日（木）から同月十九日（月）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十七日（土）及び同月十八日（日）を除き、同月十九日（月）は午前九時から正午までとする。

四 検査

1 検査方法

学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語（中学校学習指導要領の「書くこと」の領域を含む。）、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。  
イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日

平成十九年三月六日（火）及び同月七日（水）とする。

4 検査時間

五 選抜方法  
国語は五十分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 入学許可予定者の発表

平成十九年三月十四日（水）の午前十一時

定時制の課程における再募集

一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

全日制の課程における後期募集に準ずる。

四 出願期間

平成十九年三月十六日（金）から同月二十三日（金）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十七日（土）、同月十八日（日）及び同月二十一日（水）を除き、同月二十三日（金）は午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成十九年三月二十六日（月）

六 選抜方法

調査書、再募集に当たつての学力検査及び面接に基づいて行う。

七 入学許可予定者の発表

平成十九年三月二十八日（水）の午前十一時

実施要項  
詳細については、別に定める平成十九年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番